

契約条項 P-5983_210118

乙は、注文書で特定するサービス（「カラープロファイル作成用 基準画質調整サービス」以下「本サービス」という）を以下のとおり提供します。

1. 乙は、次の業務を実施します。
 - (1) 乙は、甲がカラープロファイルの作成に際し、注文書記載の作業場所において、対象機械（以下「機械」という）の画質を乙所定の基準値に調整します。
 - (2) 「本サービス」の画質調整は、乙所定の基準値に調整するサービスであり、甲固有の基準値への調整は実施しないものとします。
2. 「本サービス」の実施に必要な用紙は、甲が用意するものとします。
3. 「本サービス」が終了した場合、甲は、すみやかに内容を確認し終了確認証を乙に交付するものとし、終了確認証の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
4. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価を乙に支払うものとします。
5. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上